

長野県環境審議会議事録

日 時：平成30年5月31日（木）

午後1時15分から3時5分まで

場 所：長野県庁議会棟 401号会議室

出席委員

打越綾子委員、大島明美委員、太田信子委員、織英子委員、
加々美貴代委員、唐木一直委員、北村智委員、才川理恵委員、
中村義幸委員、備前光正委員、平林公男委員、福江佑子委員、
梶田達也特別委員代理、中山隆治特別委員、宮澤俊輔特別委員、
帆苅晃也特別委員代理

以上 16 名

長野県環境審議会議事録

日時 平成30年5月31日(木)

午後1時15分～3時5分

場所 長野県庁議会棟 401号会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから平成30年度 第1回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の笠原です。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに委員の出欠の状況をご報告します。本日、都合によりまして、大和田順子委員、杉本幸治委員、林和弘委員の3名の委員から欠席との連絡をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者16名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、高田環境部長より挨拶を申し上げます。</p>
高田環境部長	<p>4月から環境部長を務めております高田でございます。本日は、平成30年度第1回長野県環境審議会をお願いいたしましたところ、委員の皆様には、ご多用の中、ご出席を賜り、ありがとうございます。</p> <p>皆様には、日ごろから本県の環境行政の推進に、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、昨年度の審議会では、「第四次長野県環境基本計画」について、大変ご熱心にご議論いただき、答申をいただきました。</p> <p>おかげさまで、この3月、県計画として策定することができました。</p> <p>今後は、この「第四次長野県環境基本計画」に沿って、「SDGs(持続可能な開発目標)による施策の推進」を基本方針に、環境の保全だけでなく、環境を活かして経済・社会の課題解決を図る取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>SDGsの達成に向けては、国や市町村の皆様と一層の連携を図っていくことはもとより、県民の皆様、企業、関係団体など、あらゆる主体の皆様にSDGsをご理解いただき、主体的に行動していただくことが必要です。</p> <p>委員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で、ご支援・ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、来年6月15・16日に、軽井沢町でG20の「持続可能な成</p>

長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」が開催されることが決定いたしました。

環境・エネルギーをテーマとするこの会合の開催を、本県の環境政策、エネルギー政策や豊かな自然環境を世界に向けて発信する機会とすることができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、このあと、「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンザル管理）の策定」及び「平成30年度鳥獣保護区等の指定」について、ご審議をお願いする予定でございます。

委員の皆様には、幅広い観点から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのあいさつといたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会

次に、4月1日付け人事異動により幹事の変更がございましたので、自己紹介をさせていただきます。

（真関環境エネルギー課長、渡辺水大気環境課長、春日自然保護課長、伊東資源循環推進課長、巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長 自己紹介）

次に、お手元にお配りした資料の確認をお願いします。本日の会議資料は、会議次第と出欠名簿の他に、資料1から資料4と別紙資料でございます。

なお、事前にお送りした資料から差替えや追加がございます。

差替え資料として資料1-1、資料2、資料4を、追加資料として資料1-3と別紙資料を机の上に配布してございます。

次に、本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンザル管理）の策定について」及び「平成30年度鳥獣保護区等の指定について」の諮問2件、報告事項といたしまして、「平成29年度の温泉審査部会報告」、「長野市で発見された特定外来生物アカカミアリへの対応について」の2件でございます。

それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

平林議長	<p>それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆さまのご協力をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名委員は、太田信子委員と織英子委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>まず、長野県知事から本審議会に諮問がございます。</p>
高田環境部長	<p>長野県知事から長野県環境審議会に対しまして諮問いたします。</p> <p>「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンザル管理）の策定について」、「平成30年度鳥獣保護区等の指定について」、以上でございます。</p> <p>よろしくご審議の程、お願い申し上げます。</p>
平林議長	<p>ただいま2件の諮問をいただきました。お手元にお配りいたしましたものがその写しでございますので、ご確認ください。</p> <p>それでは審議に移りたいと思います。</p> <p>今日は2件の審議事項がございます。</p> <p>まず1件目、審議事項アの「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンザル管理）の策定について」でございます。</p> <p>本件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するに当たり、当審議会の意見を聴かれているものでございます。</p> <p>それでは幹事から説明をお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>それでは、鳥獣対策・ジビエ振興室から御説明させていただきます。</p> <p>第2種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の策定につきましてでございます。資料1-1をお願いします。1ページをご覧くださいと思います。</p> <p>特定鳥獣管理計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律いわゆる鳥獣保護管理法に基づく制度で、対象鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案し、管理が必要と認めるときに知事が定めることができるとされています。</p> <p>1の「策定の目的」ですが、平成26年度からの第3期計画が本</p>

年度をもって終了することになりまして、引き続き第4期計画を策定してニホンザルの管理を実施していこうとするものです。なお、計画の策定及び変更にあたっては、鳥獣保護管理法により、県の環境審議会への諮問が必要とされておりますことから、今回諮問をさせていただくところです。

2の「計画期間」ですが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。

3の「策定スケジュール」ですが、本日諮問させていただきます案件につきましては、ニホンザル等内容が専門的であり、また第3期計画までの経緯を承知していることも必要ということもありまして、例年のとおり、「特定鳥獣保護管理検討委員会」とその下部組織である「ニホンザル専門部会」により検討をいただきたいと考えています。

なお、「特定鳥獣保護管理検討委員会」は、学識経験者、環境保全団体、農林業関係団体等で構成する委員会でございます。特定鳥獣管理計画の策定、実行、評価について、総合的に意見を伺うために設置しているものでございます。

また、「ニホンザル専門部会」は、専門的な見地からの意見を伺うためのもので、ニホンザルの専門家の方により構成しております。

この検討経過については、秋口には本審議会に中間報告をさせていただきたいと考えております。

それでは、2ページをご覧ください。

上の図1のグラフをご覧ください。

ニホンザルによる被害は、基本的には農業被害が多いというものです。農業被害もありますが、シイタケなどのきのこ類の被害や造林木（山の木）皮剥ぎ等の林業被害も見られています。その昔県独自計画を作ってから開始後、最大であった平成13年度には2億6百万円ほどだった被害は、第3期管理計画の平成28年度には約1億円と半分以下に減少してきております。

その下の図2のグラフですが、捕獲頭数の推移です。県独自計画が始まった平成12年から平成20年までは1,200頭から1,600頭で推移していた捕獲頭数が、被害が再び増加した平成22年以降は2,000頭程度で推移しております。

この図1と図2を合せて見ていただくと、単純に捕獲頭数に比例して、被害額が減少しているといえませんが、被害の減少にはサルの群れごとの総合的な対策が重要であると考えております。

3ページをご覧ください。3ページの図3ですが、これは平成29年度に実施いたしました調査の中で本県のニホンザルの生息状況を示したもので、これまでの生息分布と大きな変化は見られませんでした。なお、以前からあった地域個

体群の中でも規模が小さかった真田地域個体群というものがございましたが、今回真田の個体群にきましては、捕獲等が行われていないにもかかわらず、今回の調査で生息が確認できなかったため、この図から外してございます。資料1-2の部分に右側の方の図面の上信越個体群の白黒のすぐ下に真田個体群とありますけれど、今回はなかったということでございます。

続きまして、4ページの図4をお願いいたします。これは5年前の平成25年時の出没頻度を比較、平成25年度と平成29年度を比較した出没、目撃を示したものです。これを見ていただくと、出没、目撃が増えている傾向が確認されます。

また、2ページにお戻りいただきまして、現行の第3期計画の概要ですが、下の方にありますが「参考」として記載しましたとおり、計画の目標としまして、「ニホンザルの地域個体群の長期にわたる安定的な維持」と、「農林業被害の軽減と人身被害の防止」を計画の目標として取り組んできたものでございます。それと(2)の中の丸が三つありますこういう「被害防除」、「個体群管理」、「生息環境の整備」であります。農地等に侵入させない電気柵の設置、あるいは林地森林と畑里地の緩衝といった緩衝帯整備、サルが出てきた場合の追い払い等の積極的な防除によります「被害防除」、それと被害を出しているサルを被害を出している周辺で捕る、山まで行って捕るのでなく、被害を出しているところで捕るという「個体群管理」、それと農地等がニホンザルの好む環境とならないよう、生ゴミや廃棄果実等の適正な処理をするなど、ニホンザルを集落周辺に呼び寄せないための「生息環境の整備」を組み合わせた総合的な被害対策と、モニタリング等により計画を見直してその状況にあわせて順応的に対応していくフィードバック管理の実施を基本的な考え方として、計画を策定し進めてまいりました。

1ページへお戻りいただきたいと思えます。1ページの一番下にありますとおり、4の「計画の策定の考え方」でございます。

これまでの特定計画により農林業被害は減少してきておりますが、市町村の対策への取組にちょっと差が見られてきております。そのため引き続き、ニホンザルの生態を踏まえて「被害防除」、「個体群管理」、「生息環境の整備」を組み合わせた総合的な対策を適切に実施していくことが、次期計画に向けた検討の必要な課題であると考えております。

また、別紙資料として、学識経験者、環境保全団体、農林業関係団体等の他、関係行政機関からなる「特定鳥獣保護管理検討委員会」の名簿と、専門的な見地からの意見を伺うため、ニホンザルの専門家により構成された「ニホンザル専門部会」の名簿を添付してあります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

平林議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、今、説明いただきましたので、これから専門部会に専門的に検討をお願いしていくことになるかと思いますが、その中で中心にご検討いただきたい点や、今の説明で不明な点などがありましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
福江委員	<p>説明どうもありがとうございました。ご説明いただきましたように図1と図2に関しては相関関係がみられないということで説明いただいたのですが、被害額、農林業被害が平成の第1期管理計画を立ててから減少傾向にあるということですが、その被害額が減った要因というか原因はなんなのかということ、反対に被害額が減っているにもかかわらず、捕獲頭数は若干第2期以降増加傾向にあるということですが、この捕獲頭数が増えてきた原因は何なのかということについてお答えいただきたいと思います。</p> <p>あと、農林業被害は減っていて捕獲数は増加していて、出没頻度は平成25年度と比較すると増加している地域が多いということなんですが、その3つの関係性についてももし何かお分かりになっていることがあればお教えいただきたいと思います。</p>
平林議長	<p>では、幹事の方から説明をお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>すべては分かりませんが、被害額の減少につきましては、3つの対策として「被害防除」、「個体数調整」、「生息環境整備」があり、かなり電気柵とかそういうものを設置していただいた地域が増え、侵入させない対策が以前に比べ定着してきたと思っています。</p> <p>それと、ある程度生ごみなどの処理などもやっていたということもあり、減っているものと考えております。</p> <p>ただ個体数の増加につきましては、目撃数が増えていることと個体数が増えているということが直接結びついていないことですから、その2点に加え、捕獲頭数の増加の3つの関連については今の段階では分からないので今後の部会等の中で検討を進めたいと思っています。</p>
福江委員	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>より科学的な視点で3つの関係性について分析していただきたいと思います。</p> <p>あと、農林業被害ですとか、目撃等の回数ですとかいくつかの指標がでてきていますが、今後の第4期については何を指標に管理目標を立てていくのか。いくつかの指標を総合していくというこ</p>

平林議長	<p>とになっていくかと思いますが、被害金額を主に考えて管理目標を立てていくのか、それとも捕獲頭数なのか、目撃頻度なのか、メインにする指標を現在のところどう考えているのでしょうか。</p> <p>では幹事から説明をお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>捕獲で減っていくというものではないので、やはり被害金額を抑えていくこと、目標には入らずともそのように取り組んでいきたいと考えています。</p>
平林議長	<p>少し私からよろしいですか。捕獲でなく群れ管理をするということですね。主に群れの管理をやっていくということなので、福江委員のご質問はおそらく、群れの管理をするにあたり、何を指標に群れ管理がうまくできている、できていない、ということ把握していくのでしょうか、という内容かと思います。</p> <p>おそらく福江委員がおっしゃったように現状のデータを解析されて、そのデータを見ながら指標を決定していくという過程をとるということでよろしいですか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>そうです。</p>
平林議長	<p>ということですので、ご理解いただけるとありがたいです。他いかがでしょうか。</p>
打越委員	<p>私が生態学の調査について詳しく知らないもので率直に質問して教えていただきたいのですが、今現在の長野県内のサルの群れの数ですが、第3期の計画ですと180から260群あると、それを地域個体群で11に分けていると書いてありますね。</p> <p>その地域個体群の概念がよく分からないのです。本日配っていただいた第3期計画書の文章では、23ページに個体群の区分定義があり、それを照らし合わせながら地図を見ていたのですが、ある程度のメッシュでひと塊で構成しているものを同一個体群とする定義がありますね。例えば軽井沢個体群では、小諸の方まで伸びているかもしれませんが、軽井沢町、小諸市、東御市までこれを個体群としてまとめる意味がよく分からないし、逆に中央アルプス個体群や、南アルプス個体群は非常に大きな個体群であるとのこと。群という言葉より個体群という言葉が分かりにくいと思います。</p> <p>隣接していても色が違う形で区切りがあったり、完全に科学的</p>

<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>に、遺伝的につながっている群れと考えるだけでなく、県の地域振興局の区分であるとか、地域個体群の線引きがどうしてこの形になっているのか、厳密なところがよく分からないなと思ひまして、教えていただければと思ひました。</p>
<p>平林議長</p>	<p>この地域個体群につきましては、以前から調査している中で、遺伝子による区分によってなされているものでございます。 それとあとは移動していくということもあり、こういう拡がりになっておりますが、遺伝子によって区分されたものが地域個体群となっております。 地域振興局の境を越えて行き来するものですから、地域振興局の区分で区割りすることは難しいと思ひますが、委員がおっしゃったとおり遺伝子による区分で前回は11に区分しているものであります。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>今後また調査されて、現在どういう個体群になっているのか、というデータが出てきて、それを基にしてまた、検討し直していくということですね。 遺伝的に異なるということですね。</p>
<p>平林議長</p>	<p>調査を基にしてまた再度確認をするというところですよ。</p> <p>個体群は、生態学の用語で、英語では「ポピュレーション」です。生物は1個体では生きていけないので、皆で集まって、集団で生活をしているわけで、その一まとまりを個体群と呼んでいます。一定地域の同種個体の集まりのことで、他の個体群と交流が無い隔離された集団のことです。また、様々な個体群がいくつか集まって「群集（コミュニティ）」を構成するという構造になっています。専門的に部会で議論されていくと思ひますが、「一つの個体群」という言い方をしているのは、少し広いとらえ方をされていて、他の個体群との交流もあり、識別可能な地域や範囲に生息する同種個体の集まりであることを、ここでは個体群と呼んでいるものと思ひます。図は、個体群が移動し得るその範囲を示しているということですよ。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>そう認識しております。</p>

打越委員	<p>確かに群れとして、ある程度の親戚というか血縁とかのグループで活動するのが180から260あるんですよね、第3期計画によると。それが11の地域個体群にまとまるという線引きで、遺伝的にというのがあると思うんですが、家族の群れや親戚の群れがぐーっと単に動いていくというだけでなく、例えば遺伝的な交配があるとか、山の地形上もこちらの山からこっちの山への移動がなかりうとか、多分専門部会で十二分に議論されていると思うのですが、メッシュをみても赤と緑が隣接していたり、あるいは軽井沢の個体群が分断していたりするので、やはり計画を議論する時に個体群というものがどういうものなのか明確に示していただく方が我々にとって勉強になるんじゃないか、そうした正確な知識を持っている必要があるんじゃないかと思いました。</p>
平林議長	<p>そういうご意見ですので、ぜひ専門部会の方で今のようなご意見を取り入れていただいてご検討いただきたいと思います。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>了解しました。</p>
平林議長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
中山特別委員	<p>大した話ではないのですが、軽井沢個体群のところに東御市に新しいメッシュの塊ができていますよね。先ほどの話だと真田個体群というのはなくなったということで、地理的に非常に近いので関連性があると思ったのですが関係はあるのでしょうか。</p> <p>先ほどの説明では遺伝的なものも加味して個体群を決めているということでしたので、遺伝的なことが押さえられているのか、それともそうではないのかお聞きしたいと思います。</p>
平林議長	<p>では説明をお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>前回の位置的なものでいいますと、真田は上信越の方へ吸収されたのではないかと今のところ考えていますが、東御市の部分に出たということもありますので今後検討していきます。今のところ上信越の方へ入ったのではないかと想定をしておりますが、その部分を含めて検討いたします。</p>
中山特別委員	<p>遺伝的なつながりというのではなく、なんとなくメッシュのつながりで選んでいるのではないかという感じでお聞きしたのですが、今のところそういう解釈だと思いました。</p>

	<p>過去の計画の中で個体群を決めてこうした線引きをしていて、今更変えられないというか、今まで個体群ベースでそれぞれの話をされているので、くっついたり、離れたり変化したからといって、そこをいじってしまうと打越先生がおっしゃったように地域振興局ベースの人間の都合で切ってしまうと集計ができなくなるのでよくないと思います。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。</p>
福江委員	<p>策定スケジュールを見ていまして検討委員会専門部会でこれから調査結果の検討がなされることとなっていますが、調査はどういう調査がなされる予定なのでしょうか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>29年度に調査したものがありますので、その調査結果の検討をしていくものです。</p>
福江委員	<p>調査内容はこういったものだったのでしょうか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>生息分布調査、アンケート調査、目撃情報等ですがそうしたものを含めて県下全域でやっております。</p>
福江委員	<p>群れ数なども第3期計画には記載されていますが、群れ数から個体数推定をするとかそういうことも含めてですか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>これからで、まだ群れその他はまだ出てきておりません。まだ目撃の部分しかできておりませんが、それを含めて検討させていただきます。</p>
福江委員	<p>各市町村でも対策に取り組まれており、対策の取組状況とその実際の効果があったか等の効果測定を含めた形で結果をまとめていただくと、第4期の課題として市町村ごとの取組に差があるということですので、各市町村でどのようなことが行われて効果があったかなかったかが明確になっていけば、より市町村の対策の平均化といいますか、より効果のある対策につなげていけるのではないかと思いますので、ぜひそのあたりをよろしく願います。</p>

<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>それぞれ今までの市町村の計画につきましても私どもで確認しております。聞き取りしたもの等を分析したものに入れていきたいと思えます。</p>
<p>平林議長</p>	<p>せっかく第4期の計画を立てるので、福江委員がおっしゃったとおり第3期の計画の効果をしっかり検証した上でよりいいものは4期の方へ反映していただき、うまくいかなかったものについては十分検討していただき改善していくという形でお願いしたいというご意見だと思いますので、ぜひそのようにご対応をお願いしたいと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
<p>才川委員</p>	<p>少し観点が違ってしまいかもしれませんが、ここまでの間の環境審議会では、皆さんで第四次の環境基本計画を策定してきたと思います。最初の環境部長の高田さんから、SDGsの理解と主体的な行動がとても大切だというお話がありました。ここで見てみますと、「計画策定の目的」というところにSDGsが一つも触れられておりませんが、今回の第4期計画は、環境政策の6個の大きな柱があったうちの一つに重なってくる部分があると思います。SDGsは、環境政策の中で大きく打ち出したものですので、この目的の中のどこかに触れられた方がいいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ご指摘のとおりだと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>分りました。確認をいたしましてぜひ入れたいと思えます。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ぜひ入れていただかないといけませんね。環境基本計画を答申したので、ぜひこういった中に反映していただかないといけないと思えます。ご意見、ありがとうございます。</p> <p>他にご意見いかがでしょうか。</p>
<p>太田委員</p>	<p>農業被害が減っているということなんですが、私の周りで見ている限り、農業被害が減っているのではなく作る人が減っているという感覚がすごくあるんですね。結局作ってもサルに全部食べられる、荒らされてしまうというもので、シカやイノシシよりもサルの方が大きな被害が出ることが多く、シカとかイノシシはまだかわいい被害を出しているのですが、サルの場合は、集団で来てバァーと荒らして全部持ってかじって、持ちきれない者は両脇に抱</p>

	<p>えて持って行ったり、屋根の上で食べるとかそういう状況が続いていて、かなりの畑をもう放棄する方が出てきているわけですね。</p> <p>実際、農業被害が減っているからよくなったという考え方ではなく、もう少し個体群というよりも群れが分家して増えていっているという現状もありますので、そこをもう少し把握していただきたいと思います。それから、サルはクマと同じで生態系に関わっているのですよね、中山委員さん。</p>
中山特別委員	<p>サルはやはりいなくては困るというか生態系の重要なパーツですので、根絶する訳にはいかないと思います。</p>
太田委員	<p>そうだと思うのですが、実際は増えていっているのが現状で、子ザルがすごく多いですね。群れの中にオスザルもいるのですが、子ザルが2割から3割位いるような群れもあってそれってどうやったら駆除できるだろうかと。駆除をしていくために市町村からこうしたらいいとかそうした指示がなくて、どうすればいいというロケット花火を支給されてこれを撃ってくださいと。ロケット花火を撃っても100発中10発から15発は不発で、それを苦情言うと、おもちゃだから仕方ないという答えが返ってきたり、どうしたら減らせるのかというのが、市町村から現場には届いていないのが現状です。</p> <p>本当に悩ましい限りで、なかなか撃てないと猟友会の方も言っていますけれど、何とか減らしていかないといけないというか、農業被害プラス家の周りに出てくる状況を何とかしてほしいなとすごく感じているんですけど、その点何か良い方法があるのか、例えば市町村でこういう方法をやったらすごく効果があったとか、長野県はすごく広いので、横のつながりがなくて声が届いてこないという気がするのですが、対策として何かできるでしょうか。</p>
平林議長	<p>何かコメントがあればお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>守るだけでなく捕獲もめったやたらに捕るという訳ではないのですが、被害が収まらない場合には、申請をしていただき捕獲していますし、群れも大きくなりすぎると分裂するということもありますので、その状況を見てある程度捕獲しておりますので、守るだけでなく捕獲対策についても今後引き続きやっていくという考えでございます。</p> <p>やはりサルは守るというイメージがあるようなんですけど、決してそういう考えではなく被害を出すものは捕るということによっておりますのでお願いします。</p> <p>被害対策につきましては、できる限りどういう対策をして成功</p>

<p>平林議長</p>	<p>したものがああるということについては、情報を流しながらそれぞれの市町村でも取り組めるものは取り組んでいただくという形でいきたいと思います。</p> <p>前半の農業被害の質疑の件で、今の太田委員さんのご指摘は、重要なところだと思っております。被害が減っているように見えますが実際には作っている人が減っているから被害が減っているように見えている。という見かけの現象ではないかというご指摘です。重要なポイントではないかと思っておりますので、検討していただければと思います。</p>
<p>打越委員</p>	<p>今の太田委員のご発言の中であったサルは猟友会でもなかなか撃てないという話のところ、意見があります。昨年の審議会でも話をさせていただいたところですが、野生鳥獣の有害駆除などでの捕獲した動物を殺処分しなければいけない時にどのような殺処分の方法をとるかということも考えていただきたいと思っています。残酷な殺処分例えば檻ごと水没させるということがあるということは多くの人を傷つけますし、なるべく苦しませない方法で野生動物であっても毅然と殺処分するという両面が必要であると思っております。でもそのためには麻酔の確保ですとか、麻酔銃を撃てる人の確保ですとかを考えていかないといけない。昨年発言した時には後で、予算がないのでという一言ですまされたのですが、豊かな自然環境を抱える長野県だからこそ、野生動物の殺処分の方法も特定鳥獣計画を組み替える時に検討課題として挙げていただけたら、予算が取れるとは限らなくても、野生鳥獣に対するリスクという観点でそうした予算が必要だといっていたら、自然保護を訴える方にも被害を無くしてほしいと訴えている方にも伝わり、猟友会の方にとっても精神的なプレッシャーが抑えられると思いますので、ぜひそうした世論を作っていただきたいと思っております。昨年も発言したとおりです。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ありがとうございます。何かコメントございますか。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>捕獲に当たりましては苦しめないようにするのが当然で、水の中というようなそういうことはやってはいけないことになっていきますし、苦しめないように捕殺ということでやっております。いただいたご意見は会議の中でお話ししながら進めていきたいと思っております。</p>

平林議長	<p>とても重要なポイントだと思います。全体に係る内容だと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>他いかがでしょうか。</p>
唐木委員	<p>市町村の立場からいうと、市町村によって取組に差があるという話がありましたが、これは、被害の程度の差がありますので、やむを得ないかなと思います。</p> <p>我が村ではほとんど鳥獣被害がないものですから、こうした場に参加するのはどうかとも思っているのですが、作る人が減ってというのはその通りだと思います。被害と追いかけてごっこで作っても作ってもダメになるということになれば作らないということになり、荒廃地が増えていくという状況もあるのではないかと思います。</p> <p>農業全体の分野で見ますと作る人が減ってきており、これはこの場で議論することではありませんが、そうした農業をどう守っていくかということに繋がってまいります。</p> <p>それと一番の悩みは、猟友会員のなり手の減少であります。この辺の対策はしっかり作っていかないとどんどん減ってきているというのが実態で、うちの村あたりでもかつては100人余りいたのが30人を切っているという状況で、有害鳥獣の実働部隊はなかなか確保しにくい状況がありますので、その辺もどうやったらいいのかということも計画に入れていただければありがたいと思っています。</p>
平林議長	<p>コメントをお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>狩猟者の確保につきましては、サルの計画という訳ではなくご意見いただいたわけですが、ハンター養成学校を平成26年から取り組んでいるところであります。免許取得の講習会ですが年2回増やして少しずつ増やしていくようにも取り組んでいます。</p> <p>昔のように人数を戻すということは、非常に難しいところですが、引き続き講習会ですとかそういったものを開きながら少しでも減少を食い止める取組を進めていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。他いかがでしょうか。</p>
中山特別委員	<p>猟友会の話が出ましたのでお聞きしたいのですが、専門的に猟をされる方々を団体として認定しているのですが、そういった方々の育成についてはいかがでしょうか。</p> <p>特に私はサルのことはよく知らないのですが、シカのことを少</p>

<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>しやっていますと、少なくなっていく猟友会の足腰が弱くなっている中でも既得権益があって、シカの捕獲を外部の狩猟を生業とする方にお願いしようとするると軋轢が起こることが多々あるので調整が難しいのですが、サルに限って言えば、そういう意味で猟友会の方が撃ちたくないというのであれば、それほどの軋轢はないのではと思うのですが、そういったところに比較的団体の導入がやりやすいのかなと思うのでちょっとお聞きしたいのですが。</p> <p>猟友会の中には、サルは捕るのが嫌だということもありますし、そうでなく必要であれば捕るというところもあると私は認識しております。</p> <p>そういうところで、猟友会が捕獲したくないところで専門家の方に捕獲に入ってもらおうということですが、やはりその地域、場所が分かる方がいないと家の近くなどでは、捕獲は難しいのではと思います。</p> <p>できればそういった方も参加していただけるとありがたいのですが、地域との調整が必要であり、その辺が難しいと思っています。</p>
<p>中山特別委員</p>	<p>認定団体のそういったプロフェッショナルの方ができないということはあり得ない話で、地域のことを知らないというのであれば調べればいいのであって、サルについては、猟友会として義務的にやらざるを得ないのであって、獲物ではないので、この部分は行政が進めないと入っていけないし入れられない。行政でイニシャチブを取ってそこの認定団体を導入していかないと難しいと思うんですが、そういう覚悟はないか聞いているのですが。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>それにつきましては、検討させていただくということによろしいでしょうか。</p>
<p>中山特別委員</p>	<p>検討されるというのであればしていただければ。私の立場からやれと言えないので、意見があったということで。要は、サルの場合は考えてもよいのではと思い、申し上げたところです。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>シカとイノシシには確かにそういうことはありますが、サルについてはそういうご提案で分かりました。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p>

<p>福江委員</p>	<p>先ほど狩猟者の数が減っているというご意見がありました、実際、過去に比べ狩猟者数がどんどん減少していく中で、ワナ猟を行っている人は長野県内に少しずつ増えてきている状況にあると思います。</p> <p>ただ、サルの場合、特に注意しないといけないのは、どの個体が被害を出しているのかということで、被害を出している個体を捕らないと、別の個体を捕って被害は収まらないということになります。群れの中でどの個体を捕るかということも、群れを分断させてしまう場合があって、一つの群れを複数の群れに分断してさらに被害が拡大するということもあり得ます。</p> <p>したがって、サルに関して捕獲するというのは、群れの中でどの個体を捕るかということを見据えた上でやっていかないと難しい問題で、単なる銃猟者を増やせばいいという訳でなく、質のいい銃猟者を増やしていくということと、先ほど打越委員が言われましたとおり、痛みをなるべく与えないようにという意味では、私個人の意見ですが、ワナで捕るのでなく銃で特定の個体を狙って即死させるという方法をとっていかねばいけないのではないかと思います。</p>
<p>平林議長</p>	<p>というご意見ですのでよろしくお願いします。 他いかがですか。</p>
<p>唐木委員</p>	<p>質の高い銃猟者を増やしていくという話ではありますが、猟友会員が減っている現状でどうやっていったらいいのかということです。質の高いという理想的にはそうですが。</p> <p>個体を見極めてということは、うちの猟友会では無理です。うちでは、サルはそう多くないのですが、猟友会員はサルを撃つのを嫌がりますので、そういった中でどう捕獲していくのか、いろいろな方法を考えていかねばいけないと思っています。</p>
<p>平林議長</p>	<p>被害を出している個体は駆除するという説明があったとおり、そういった検討をして取りまとめさせていただくことをお願いしたいと思います。</p> <p>他にご意見いかがでしょうか。 よろしいですか。</p> <p>それでは、たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。この案件の取扱いについてお諮りしたいと思います。</p> <p>本件につきましては、幹事からの説明にもありましたように、さらに専門的に検討して行く必要があると思われまますので、検討委</p>

員会を開催し、調査・検討を行い、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本件につきましては、そのようにさせていただきたいと思えます。

次に、審議事項イの「平成30年度鳥獣保護区等の指定について」でございます。本件は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第29条第4項及び同法第12条第6項において準用する同法第4条第4項の規定により、当審議会の意見を聴かれているものでございます。

それでは幹事から説明をお願いします。

それでは、鳥獣保護区等の指定についてご説明させていただきます。

資料2をお願いいたします。鳥獣保護区等につきましては、鳥獣保護管理法に基づく制度でございます。その指定にあたりましては環境審議会の意見を聴くということになっております。

まず資料2の2ページをお願いいたします。ページを何度も行ったり来たりすると思えますが、よろしくをお願いします。

2ページの下の方の区分です。鳥獣保護区等の区分をお願いいたします。一番上の鳥獣保護区特別保護地区でございます。今日3件あるわけですが、これにつきましては、鳥獣保護区の区域内の中で特に重要なエリアに指定するものでございます。狩猟の制限だけではなく、一定の開発行為についても制限がされる地区でございます。その下は、鳥獣保護区で、鳥獣の保護のために狩猟による捕獲を禁止するものでございます。その下に狩猟鳥獣捕獲禁止区域というものがございます。これは今回、2件お願いしているわけですが、これにつきましては、特定の狩猟鳥獣の狩猟を禁止して、それ以外のものの保護繁殖を図るものでございます。長野県では現在、5つの区域において、シカとイノシシ以外の狩猟による捕獲を禁止しております。シカ、イノシシは捕ってもいいけれど、それ以外のものはこの区域内では狩猟の捕獲を禁止しますというもので、鳥獣保護区の機能を維持したままシカ、イノシシの狩猟による捕獲を進めていくというものでございます。あと、今回のものにはありませんけれど、特定猟具使用禁止区域であります。これは以前、銃による猟、銃猟禁止区域と呼ばれていたものでございます。危険防止ということで、猟銃などの猟具による狩猟を禁止するも

巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長

のでございます。あとはご覧いただきたいと思います。

このうち、鳥獣保護管理法に基づきまして意見を聴くこととされておりますのが、鳥獣保護区の特別保護地区の指定、鳥獣保護区の指定、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定と、ここにあります区分の変更、それにつきまして、ご意見をいただくということになっております。

それでは、1ページをお願いいたします。一覧表になっておりますが、今回諮問させていただきまます案件につきましては、一番上の指定計画一覧のとおりでございまして、上伊那郡箕輪町の萱野高原鳥獣保護区特別保護地区をはじめとする5件になっております。

位置ですが、3ページをご覧いただきたいと思います。この指定計画の位置図ですが、5件の位置がここに入っております。ご覧のとおりでございます。

初めの1ページをお願いいたします。2の萱野高原鳥獣保護区特別保護地区でございます。これにつきましては、本年の10月31日をもって指定期間が満了いたしますので、再指定するものでございます。

4ページをお願いいたします。萱野高原鳥獣保護区特別保護地区指定計画書(案)の概要でございます。この特別保護地区は、昭和43年に鳥獣保護区が指定されたのに合わせて指定されたもので、今年10月31日に5期目が満了となるために再指定するものでございます。

その区域につきましては6ページをご覧ください。上伊那郡箕輪町の東部に位置し、1,220haが鳥獣保護区となっております。この赤の網目部分のところは133haありまして、ここが特別保護地区となります。

再度4ページへお戻りください。1(3)の特別保護地区の存続期間ですが、平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間を予定しております。

(4)ですが、総面積は133haで、この中に水面はありません。

2(1)でございます。指定区分でございますが、鳥獣保護区と同様、森林鳥獣生息地の保護区という区分になっております。森林鳥獣生息地の保護区は、森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定するというものでございます。

2(2)の指定の目的ですが、この場所につきましては、標高差のある地形で良好な森林と溪流がありまして、ヒヨドリ、ヒガラやニホンジカ等をはじめといたします多様な鳥獣の生息地、繁殖地となっております。そのためここを特別保護地区に指定いたしまして、鳥獣の保護を図るというものでございます。

2(3)の保護管理方針ですが、箕輪町や日本野鳥の会等関係団

体と十分連携をとりながら鳥獣保護管理員の巡視などによりまして管理を進めてまいります。

5 ページの 2 (4) の他法令によります規制区域ですが、総面積 133ha のうち農振法による農業振興地域が 1 ha ございます。

3 (1) の地域の概要ですが、箕輪町の東部に位置しております標高 800~1,200m の山地になっております。植物相はアカマツ、カラマツの人工林のほか、多種の広葉樹林となっております。動物につきましては、鳥類ではヒガラ等森林を好むものが多く生息しております。また、獣類につきましては、ニホンリス、ニホンジカ、イノシシ等が生息しているということで、その生息する鳥獣類は、3 (2) に記載のとおりでございます。

9 ページをお願いいたします。諮問に先立ちまして、利害関係者 9 名から意見をいただいておりますが、利害関係者の皆さんのご意見、賛成が 9 名ということでございます。

続きまして 10 ページになりますが、美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区、これも同じように本年 10 月 31 日をもって指定期間が満了するというので再指定するものでございます。

この概要ですが、昭和 43 年に鳥獣保護区が指定されたのに合わせて、これも同じように指定されたもので、今回 10 月 31 日に 5 期目が満了となるため再指定するものでございます。

区域等につきましては、12 ページをお願いします。松本市の東部にあります茶臼山の西側で、薄川水系の上流部に位置しまして、3,504ha が鳥獣保護区となっており、赤の斜線部分の 764ha が特別保護地区となります。

10 ページにお戻りいただきまして、1 (3) の存続期間は、同じく平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日までの 10 年間で予定しております。

面積ですが、総面積 764ha でございまして、すべて林野面積で水面はありません。

2 (1) ですが、指定区分につきましては、萱野高原と同様に森林鳥獣生息地の保護区となっております。生息地の保護区は、萱野高原と同様で、森林に生息する鳥獣の保護を図るための指定でございます。

2 (2) の指定目的ですが、この場所は薄川水系の上流部に位置して、豊富な水環境に恵まれて豊かな自然環境がたくさんいろいろな種類の鳥獣を育てているというところでございます。また、この区域にはチョウゲンボウ、ハイタカ等の希少猛禽類の生息も確認されておまして、開けた草地などでは猛禽類にとって狩場として重要な場所になっているということでございます。そのためここを特別保護地区に指定いたしまして、鳥獣と、その生息地の保護を図るものでございます。

2(3)の保護管理方針ですが、松本市ですとか、信州野鳥の会等の関係団体と十分連絡をとりながら鳥獣保護管理員の巡視などによりまして適正な管理を進めてまいります。

他法令による規制区域ですが、特別保護地区の764haのうち473haが八ヶ岳中信高原国定公園に指定されておりまして、この区域が特別地域となっております。

11ページの3(1)の地域の概要ですが、松本市の東部にある茶臼山の西側に位置する標高1,100m~2,000mの山地になります。植物相はモミ、ツガ等の針葉樹、ナラ類、カンバ類の広葉樹が生育しております。動物につきましては、鳥類では、コガラ、ヤマガラをはじめといたしまして、森林を好む種が多く生息しております。またこれらを捕食する猛禽類も生息しております。そのほか生息する鳥獣類につきましては、3(2)に記載のとおりで、たくさんの種が生息しているというものでございます。

14ページをお願いいたします。諮問に先立ちまして、利害関係者8名から意見をきいておりますが、利害関係者の意見は賛成7名、条件付き賛成が1名でございます。条件といたしましては、特別保護区、区域内の松本市の施設の新設あるいは増改築等の許可手続き等円滑に行われるよう配慮願いたいというものでございます。

15ページをお願いいたします。志賀高原鳥獣保護区特別保護地区でございます。これも前の2つの特別保護地区と同様で、本年10月31日に指定期間が満了いたしますことから、再指定するものでございます。

この特別保護地区は、昭和34年に鳥獣保護区が指定された後に、昭和47年に指定されておりまして、今年の10月31日に5期目が満了となります。

この区域につきましては、17ページをご覧いただきたいと思っております。山ノ内町の南東部に位置しておりまして、上信越高原国立公園に指定されております。3,402haが鳥獣保護区となっております。緑線で囲まれた部分の1,138haが特別保護地区となります。

15ページをご覧ください。1(3)の存続期間は、同じく30年11月1日から40年10月31日までの10年間を予定しております。

1(4)の面積ですが、総面積は1,138haでございます。1,133haが林野面積で、水面が5haとなります。

2(1)の指定区分ですが、これも前の2つと同じ、森林鳥獣生息地の保護区となっております。

2(2)の指定目的ですが、この場所は、天然針葉樹、天然広葉樹が混交しておりまして、非常に良好な鳥獣の生息環境となっております。多様な鳥獣が生息しているというものでございます。

また、上信越高原国立公園の中の、更に特別保護地区に指定されているということもありまして、鳥獣の生息のために重要な区域でもありますことから、鳥獣保護区の特別保護地区に指定いたしまして、鳥獣の生息地の保護を図るものでございます。

2(3)の管理方針ですが、他地域と同様に山ノ内町や関係団体と連携をとりながら、鳥獣保護管理員等の巡視などにより適正な管理を進めてまいります。

2(4)の他法令によります規制区域ですが、今回再指定をさせていただき全区域面積1,138haが上信越高原国立公園になっております。うち特別保護地区が742haで、特別地域が396haとなっております。

3(1)地域の概況ですが、山ノ内町の南東部に位置する標高1,500~2,000mの地域でございます。

16ページをお願いいたします。植物等につきましては、モミ、ツガ等の天然針葉樹、ナラ、カンバ類の天然広葉樹の大径木が混交してありまして、林床にはササ類があるというところがございます。動物相ですが、鳥類はクロジ等森林を好む種が多く生息しております。また、獣類はホンドオコジョ、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等が生息しているというものでございます。なお、生息する鳥獣類は、3(2)に記載のとおりでございます。

19ページをお願いいたします。利害関係者からの意見ですが、5名から意見をきいておりますが、利害関係者の意見は賛成が5名、全員賛成ということでございました。

続きまして、1ページ目の一番上の区分の表がありますが、熊伏でございます。これにつきましては、平成20年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定されたものですが、本年10月31日をもって指定期間が満了しますことから、再指定するものでございます。

20ページへ飛んでいただきまして、計画書の概要でございます。

区域につきましては、22ページに区域図がございます。ここは天龍村の東部に位置しまして、熊伏山麓の西側に広がる山地で、面積は401haが対象となります。

再度20ページの概要をお願いいたします。3の存続期間ですが、30年11月1日から40年10月31日までの10年間の予定です。総面積は401haで、水面はございません。

5の指定目的ですが、この場所は林道等人工的な施設がなく、天然広葉樹林が多くを占める自然豊かな森林であるということで、沢も多く水量も豊富なことから、鳥獣の生息地として良好な環境の地域ということです。ただ、区域の周辺では、ニホンジカやイノシシによる被害が問題視されていることから、ニホンジカとイノシシの狩猟をできるようにして、捕獲圧を高めて農林業被害を軽

減するとともに、これらを除く狩猟鳥獣は狩猟による捕獲を禁止することで、野生鳥獣の保護、生息環境を維持していくものでございます。

6の管理方針ですが、天龍村等関係団体と連携をとりながら、鳥獣保護管理員の巡視などにより適正な管理を進めてまいります。

7（1）の地域の概要ですが、当地域は天龍村の東部に位置し、熊伏山の西側に広がる、標高750m～1,650mの山地です。区域内におります多様な種、生息しているわけですが、その鳥獣類につきましては、7（2）に記載のとおりでございます。

24ページをお願いいたします。諮問に先立ちまして、利害関係者7名から意見をきいておりますが、利害関係者の意見は賛成が7名ということでございます。

続きまして、25ページですが、熊伏と同じように、北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域でございます。平成25年に鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定されたものですが、本年10月31日をもって指定期間が満了いたしますことから、再指定するものでございます。

区域等につきましては、27ページにございまして、この緑の部分になります。茅野市の北西部に位置しまして、北側に車山白樺湖鳥獣保護区に接しているというところで、面積は800haが対象となっております。

再度25ページをお願いいたします。3の存続期間ですが、ここにつきましては、平成30年11月1日から平成35年10月31日までの5年間でございます。

4の面積ですが、総面積800haのうち、林野面積が全て、水面はございません。

5の指定目的ですが、この場所は、カラマツと天然広葉樹が混在して、起伏に富んだ地形ということもありまして、希少猛禽類を含めてさまざまな鳥獣の生息に適した地域であるということでございます。やはりここも、下流域ではニホンジカやイノシシの農林業被害が出ているということがありまして、ニホンジカとイノシシの狩猟はできることとして、捕獲圧を高めて農林業被害を軽減するというところでございます。ニホンジカとイノシシを除く狩猟鳥獣は狩猟による捕獲を禁止することで、農林業被害の軽減と鳥獣保護の両立を目指していくというものでございます。

6の管理方針ですが、茅野市等関係団体が連携しまして、あと同様に鳥獣保護管理員の巡視などによりまして、適正な管理を進めてまいります。

26ページをお願いします。7（1）地域の概要ですが、茅野市の北西部に位置いたします。標高1,100m～1,770mの地域でございます。

区域内には多様な種が生息しているということで、その鳥獣類は7(2)に記載のとおりでございます。

29ページをお願いいたします。諮問に先立ち、利害関係者12名から意見をきいておりますが、利害関係者の意見は賛成11名、条件付き賛成が1名でございます。条件としましては、引き続き個体数調整による農作物被害の防止策を徹底願いたいというものでございます。

また2ページをお願いいたします。7、スケジュールがございません。(2)に示しますとおり、本日諮問させていただいた5件につきましては、このあと鳥獣専門委員会を設置していただきまして、現地調査を含めご検討いただいたうえで、期日に間に合うように、また答申をいただければと考えております。

別紙資料といたしまして、学識経験者、環境保全団体、利害関係者等、関係行政機関からなる鳥獣専門委員会の名簿の案を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

平林議長

ありがとうございました。5か所の指定についてそれぞれご説明をいただきました。ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

打越委員

質問を2点させていただきたいと思います。

1点目は美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区の再指定に関してです。昨年も特別保護地区の再指定の問題や、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定という議論があった時に、シカ、イノシシ等による被害が出ているようなところは、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に順次変えていきたいという説明がありましたが、私が地理に詳しくないので伺いたいのですが、美ヶ原というとシカが多くて希少な植物が食べられているという被害が出ているというイメージがあったので、もちろん素晴らしい自然があるところだからこそ特別保護地区のままでも、私としては異存ないのですが、もしもシカの多い地区であるならば、ここは特別保護地区に維持するのはどういうことなのだろうかと。実際に資料の詳細を見ても、獣類としては主にニホンジカやイノシシと書いてあったので、よく意味が分からないので、美ヶ原高原とはまた何か違う別の配慮があって、ここは特別保護地区のままなのか、というのを伺いたいのが1点です。

もう1点は、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に関して、この熊伏という土地と北大塩というところでは10年間と5年間で違いがあるのですが、5年間というのはこまめに情報を確認しながら更新をこまめにしていこうという慎重な判断の上に5年なのか、なぜ5年と10年があるのか教えていただければと思います。

平林議長	では2点質問いただきましたので、幹事から説明をお願いします。
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>美ヶ原鳥獣保護区につきましては、シカの被害等もございしますが、指定目的の中にありますように、この辺は非常に希少な猛禽類の生息が確認されているということもございまして、これも含めてのものでございます。もちろんシカ等もいるとは思いますが、こちらが一番の目的ということで考えております。</p> <p>それともう1つは、おっしゃる通り、地域のご意見で、鳥獣保護区から指定する時に、5年で様子を見てまた再指定するという地元の意向もありまして、10年と5年の差が出ております。</p>
平林議長	その辺のところは、専門委員会を開くことがここで認められれば、そこでご議論いただく非常に重要なポイントになってくるかと思えます。他にいかがでしょうか。
中山特別委員	志賀高原について、鳥獣保護区の特別保護地区の期間が30年11月から40年10月までになっていますが、鳥獣保護区本体の期間はいつまでになっていますか。
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	特別保護地区の期間と同じです。
中山特別委員	鳥獣保護区についてはもう決めてしまったのですか。
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	鳥獣保護区については、同じ期間でこれから決めることとなります。鳥獣保護区については、法律上、環境審議会のご意見をいただくようになっていないので、特別保護地区だけご意見をいただくこととなります。
中山特別委員	期間は最長20年とされていますが、昨年の審議会でも言ったのですが、なぜ20年にしないのですか。先程の5年10年のような話はよくある話で、どこでも20年にさせてくれるとは限らないのですが、志賀高原のように非常に重要でかつ安定的な場所、ここは国立公園でもあって、それを20年にするということについてはそれ程大きな障害はないと思うのです。なぜそれを20年にしないのかっていうのが、つまり20年にすれば、手続きが2回のところを1回で済んで、大幅な事務の簡素化にもなりますし、それを見込んだいろ

	<p>いろな事業計画も立ってきますので、今回はこれで地元調整もされていると思うので、難しいということがあったとしても、やはり比較的安定的な鳥獣保護区については、20年で指定された方が事務の簡素化というところではいいのではないかなと思うので、とりあえずご意見として言わせていただきます。</p>
平林議長	<p>はい、そういうご意見です。他にいかがでしょうか。</p>
福江委員	<p>熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域は天龍村ですが、ブッポウソウは生息していないのでしょうか。</p>
平林議長	<p>幹事お願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>申し訳ございません。その情報については分かっておりません。</p>
福江委員	<p>ブッポウソウ自体が非常に少なくなっている鳥ですが、天龍村はその繁殖を一生懸命、小学校などでも含めてやっている地域でもあります。もしこの鳥獣保護区内に生息していなかったとしても、ブッポウソウの餌になるような昆虫類もいるかと思えますし、こういう所から供給されていると思えます。沢も水量も豊富だと書いてありますが、多分、ブッポウソウは谷浴いに生息したりしますし、そういう所に飛んでいる大型の昆虫類をよく食べていますので、餌の供給源にもなっていると思われれます。</p> <p>そういう意味では、この熊伏だけではなく、5つの鳥獣保護区の指定目的の中に、「地域における生物多様性を確保する」と書いてある鳥獣保護区と書いてない鳥獣保護区がありまして、周辺の地域の生物多様性を確保するブッポウソウなどの希少な動植物の生息を担保するという意味でも、全ての鳥獣保護区において、「地域における生物多様性を確保する」という文章を、ぜひ入れていただきたいなと思えます。熊伏に関しては、もしブッポウソウが生息しているのであれば、生息する鳥獣類の中に含めてもいいのではないかと思います。</p> <p>あと1点なのですが、この5つの鳥獣保護区に生息する鳥獣類という種名が書かれていますが、ニホンリスと書かれていたり、リスと書かれていたり、鳥獣の種名の表記が統一されていないようです。あと、最初に送っていただいた資料では、美ヶ原の中に、シマリスも生息鳥獣として入っていたのですが、新しく配付していただいた資料の中には、これが抜けていたので良かったなと思えました。というのも、シマリスは外来種なので、生息していると</p>

	<p>ても、この中で表記するとしても、外来種と分かるような表記のしかたをしていただきたいと思いました。ハクビシンについても同様です。どこかの鳥獣保護区の中にハクビシンと書かれていたもので、外来種は外来種と分かるような表記をしていただきたいと思います。</p>
平林議長	<p>そういうご意見ですので。他にいかがでしょうか。</p>
宮澤特別委員	<p>4ページになりますが、特別保護地区の指定目的、2(2)のところですが、ヒヨドリやニホンジカ等をはじめとする多様な鳥獣の生息地及び繁殖地となっている、これを守るという理由になっていますが、一般的に良く見られるヒヨドリとニホンジカが生息するのを理由に特別保護地区にしたら、長野県内の大部分の森林を特別保護地区に指定しなければいけなくなりますので、ここはよく専門家の方々と、何が主たる目的なのかということ、よくご検討いただいて、精査されたらよいのではないかと思います。指摘にとどめておきます。</p>
平林議長	<p>ありがとうございます。そういうご意見です。他にいかがでしょうか。</p>
中村委員	<p>北大塩に関して、ニホンジカがかなり下にも出てきてしまっています。私もこの近くで働いているのでよく見ているのですが、諏訪でいけば、街の本当にすぐ近く、人家の近くまで来ているので、その部分でシカがかなり下に降りて来ているのではないかと思います。茅野の部分は柵が付いているのですが、諏訪とか、シカが今見える部分は柵が全くないので、そのあたりで被害が出てくるのかなと思うので、監視だけはやっておいていただきたいなと思います。</p>
平林議長	<p>そういうご意見ですので、よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。</p> <p>では、私の方から1つだけ。どこの鳥獣保護区もそうなのですが、先程ご意見が出ていたとおり、生息する動物であるとか、鳥類であるとか、いつの時点の動物、植物調査の結果なのか、どういうデータを使ってここに並べているのか、という点が分からないことが問題だと思います。最新のものが使われているのかどうか、そのあたりを検討いただいて、現在のものについてしっかり把握できているということで、ご検討いただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>他に何かありますでしょうか。</p>

よろしいですか。

それでは他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮り致します。

本件につきましては、幹事からの説明にもありましたように、さらに専門的に検討していく必要があると思われまますので、専門委員を任命して、調査・検討を行い、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議をしていくこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。

次に報告事項アの「平成29年度の温泉審査部会について」でございます。

温泉審査部会は、「長野県環境基本条例」第31条の規定により、当審議会に設置されており、本日は、昨年度の温泉審査部会の審議状況について、報告していただきます。

それでは、幹事の方から説明をお願いします。

長谷川薬事
管理課企画
幹

平成29年度の「温泉審査部会の審査状況」について、ご報告申し上げます。

資料3をご覧ください。「温泉審査部会」は、温泉法及び長野県環境基本条例に基づき設置され、温泉法による土地掘削申請などについて、知事からの諮問に基づき調査・審議を行っています。

条例により「温泉審査部会の決議をもって環境審議会の決議とすることができる」とされていることから、前年度の部会の決議状況を審議会に報告するものです。

委員は、2に記載のとおりです。信州大学工学部の中屋教授に部会長を務めていただいているほか、弁護士、水質、地質などの専門家に加えて、温泉利用施設の管理者など、8名で構成されています。

任期は2年としており、昨年11月に委嘱をしております。新規委員は、小日向委員、荻原委員の2名です。

温泉審査部会は、昨年度、平成29年6月9日、9月14日の2回開催しました。

裏面をお願いします。4の「審査及び行政処分の件数」ですが、「温泉法第3条による土地掘削許可」については、新規の申請が2件あり、いずれも許可答申としました。

次に、「温泉法第11条による増掘、又は動力の許可」ですが、2

<p>平林議長</p>	<p>件の申請がありました。これは、平成25年8月に掘削許可した1案件について、増掘申請及び動力装置申請があったもので、2件いずれも許可答申としています。これらの申請に対し、許可処分とした地域は、記載のとおりです。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>今ご説明いただきましたが、何かご質問は、ございますでしょうか。</p>
<p>備前委員</p>	<p>再生可能エネルギーの活用に向け温泉法がかなりゆるやかになりつつあるということで、例えば、私も議会でお話させてもらいましたが、バイナリー発電の施設が松代の温泉施設に付随してあったはずなんですけど今はやめられたという話を伺っています。温泉法の絡みでこれから再生可能エネルギーの利活用という面では温泉審査部会の中でそういうお話がなされていく予定があるのでしょうか。それとも法律に基づいて申請がなされた案件について審査だけを行っていくのでしょうか。</p>
<p>長谷川薬事管理課企画幹</p>	<p>温泉審査部会では、温泉の掘削や動力装置設置については審議しているが、再生可能エネルギーの利活用といった案件については、案件の内容を確認させていただいたうえで、判断させていただきます。</p>
<p>平林議長</p>	<p>今の件を、温泉審査部会で、審議をしていただけるということですか。</p>
<p>長谷川薬事管理課企画幹</p>	<p>温泉法が温泉の保護等を目的としていることから、案件の内容次第では、温泉審査部会での取扱いも含めて、判断させていただきます。</p>
<p>平林議長</p>	<p>他に何かご質問ございますか。 よろしいですか。</p> <p>次に報告事項イの「長野市で発見された特定外来生物アカカミアリへの対応について」でございます。 幹事の方から説明をお願いします。</p>
<p>春日自然保護課長</p>	<p>それでは資料4をご覧ください。長野市で発見されました特定外来生物のアカカミアリへの対応についてです。 本年4月14日に特定外来生物のアカカミアリが長野市において県内で初めて発見されました。</p>

このアカカミアリの特徴は資料に記載のとおりです。懸念される影響ですが、アカカミアリに刺されますと非常に激しい痛みを覚えますが、ヒアリに比べ毒性は低いといわれており、死亡例は報告されていないということです。刺された場合には、体調の変化がないか注意をする必要があります。

これまでの日本でのアカカミアリの確認状況ですが、下の表に記載のとおりです。ほとんど全てが港湾又はコンテナを扱う事業所で発見されました。今回、長野市で発見されたものは、住宅の中で発見されたという珍しいケースです。

現在までの対応です。県、そして市の役割としては、ひとつは広く皆さんに知ってもらうよう周知を図るということです。このため、県と長野市では関係部局を通じて広く周知を図ってまいりました。

生息状況の調査については、環境省信越自然環境事務所さんが中心となって、そこに県と長野市が一緒に参加するかたちで実施しております。これまでの状況ですが、幸いなことに他の個体は見つかっておりません。今後は、他に個体がいなかを詳細調査を行って確認をしていく予定です。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。中山委員から何かコメントがあれば。

中山特別委員

この場をお借りして、まず、アカカミアリに対する対応について長野県さんの大変なご尽力によって最小限で抑えられたことに厚く御礼申し上げます。昨年度からヒアリではないかという通報が何件かありましたが、それは全て違っていたわけです。その状況の中で、長野県さんや長野市さんの迅速な対応により、今回のアカカミアリの発見につながりました。

アカカミアリだからといって安心できるものではありません。アカカミアリは別名「熱帯ヒアリ」ともいい、素人が見てもヒアリと区別できるものではなく、専門家が見てようやく判別できるものです。課長の話にもあったように、人体にかかる被害はヒアリよりも小さいものの、一方で生態系にかかる影響はヒアリよりも大きい。これが本当に蔓延してしまうと大変なことになってしまう。今回、水際で止められて良かったと思います。

今回、課長の話にもありましたが、内陸部で見つかったことは非常に珍しいことで、初めてのことです。環境省としては、水際でということ、港湾の対策を中心に行ってきたのですが、いつこういう形で、内陸部で発見されてもおかしくないということが分かりましたので、環境省として、ヒアリ対策、ア

	<p>カカミアリ対策を根本から見直しながら尽力していくので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ありがとうございます。 他に何かご質問ありますでしょうか。</p>
<p>打越委員</p>	<p>ヒアリ・アカカミアリという話が出るようになってから、もしも自分の家にいたらどうしようという不安な気持ちになるので教えていただきたい。この写真をみるとかなり赤いアリなんですけど、今回、住宅で住民の方が発見したということですが、この方は何か自然に詳しい方が発見したのか、それとも素人が判断できたのか。色の薄い場合もあり、「疑わしい」というのはどうやって判断したらよいか分からないので教えてほしいのですが。</p>
<p>平林議長</p>	<p>では説明をできる範囲でお願ひします。</p>
<p>春日自然保護課長</p>	<p>今回発見したのは主婦の方でした。見たところ、通常良く見るアリとは異なるということを感じられたということです。今までヒアリの情報は国からも出しており、長野県からもそういう情報を出していたところです。このため、そういった効果もあったのかなと思ひています。</p> <p>県では各地域振興局に見分け方のマニュアルを送っており、その中では、色だけでなく特徴の見分け方のマニュアルを送っています。</p> <p>また、県のホームページでも資料をアップしてありますので、そういうところでもこれを参考にして見分けることができます。しかし、一般の方では顕微鏡などが無いため分からないところがあるため、疑わしいときは地域振興局などへご相談いただけるような仕組みを取っております。</p>
<p>中山特別委員</p>	<p>赤いアリが危険な訳ではない。インターネット上に資料があるが、神戸市のヒアリマニュアルが一番分かりやすい。</p> <p>赤いアリは何種類もいて、この中から素人の人が見分けるのは難しいです。</p> <p>とにかく、危ないと思ったら触らない、素手では触らない。刺されたら危ないが、刺されなければ大したことはないなので、触らないで頂きたい。本当に危なさそうだったら、連絡していただきたい。</p>

平林議長	<p>本当に判別が難しいと思います。 他に何かご質問ありますでしょうか。</p>
福江委員	<p>今回見つかったアリは女王アリだったということですが、産卵というか、卵を産み終わった後なのか、前なのかという点はどうだったのでしょうか。</p>
中山特別委員	<p>前ですね。卵を産むためには巣を作っている必要がある。</p>
福江委員	<p>だとしたら、心配なのは、これ以上広がっていないかどうかということですね。今のところ広がっていないのではないかと という見解でよろしいですか。</p>
中山特別委員	<p>女王アリが見つかっていて、あの地域に広がっていたとしたら、必ず既に発達した巣があって、一世代更新して新しい女王アリが出ているはずなので、その辺にアリがいるはずですが見つからないという状況です。ですから、たぶん大丈夫と考えています。 ただ、今度6月に追加調査をしていきます。まだ安心はしちやいけないと思いますがたぶん大丈夫と感じています。</p>
平林議長	<p>まだ継続してモニタリング調査をされていくということですので、その結果をみながらということですね。 他に何かございますか。 よろしいでしょうか。</p>
	<p>ありがとうございました。それではほかにご質問等がないようですので、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等があればお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。では以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。</p>
司会	<p>平林会長様、委員の皆様ありがとうございました。 以上で本日の審議会を閉会させていただきます。 なお、次回の審議会は9月を予定しております。日程等につきましては、改めて調整させていただきます。 本日は大変お疲れ様でございました。お気をつけてお帰りください。</p>

